

大阪府青少年健全育成条例の改正（案）に対する府民意見等と府の考え方について

募集期間：平成30年12月12日（水）～平成31年1月10日（木）

募集方法：電子申請、郵送、ファクシミリ、来課

募集結果：1名から1件（うち、意見の公表を望まないもの0件）

○ いわゆる「自画撮り被害」への対応について

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
1	<p>ネット上には青少年に有害な情報が氾濫している。</p> <p>人工知能を活用すれば送信する画像が児童ポルノかどうか端末側で判定できるのではないか。</p> <p>児童ポルノ等の提供を求める通信についても、フィルタリングで受信を阻止すればよいと思う。</p>	<p>フィルタリングは青少年に有害な情報へのアクセスを制限したり有害なアプリの起動を制限するサービスで、ネットトラブルの防止に一定の効果があります。</p> <p>その利用については法律（いわゆる青少年インターネット環境整備法）で保護者の判断に委ねられていることから、本府ではフィルタリングの必要性等について府民の皆様にはわかりやすく周知しているところです。</p> <p>今後も事業者や府教育庁等と連携し、フィルタリングの普及促進に努めてまいります。</p>

※ この他、本条例とは関係のないご意見等については省略させていただきます。